

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

子育て世帯生活支援特別給付金
新型コロナによる影響が長期化する中で、政府は新たな緊急支援策を決定し、低所得の子育て世帯に対する給付金を実施する。児童1人当たり一律5万円を支給。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

3/22(月) 大安
23(火) 赤口 彼岸明け、世界気象デー、公示地価発表
24(水) 先勝
25(木) 友引 東京五輪の聖火リレースタート、EU首脳会議
26(金) 先負 プロ野球セ・パ両リーグ開幕
27(土) 仏滅
28(日) 大安

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/15(月)	29,767 △ 49	109.18 ▼0.15
16(火)	29,921 △154	109.25 ▼0.07
17(水)	29,914 ▼ 7	109.15 △0.10
18(木)	30,217 △303	109.20 ▼0.05
19(金)	29,792 ▼425	108.74 △0.46

退職金に係る課税の取扱い

退職金は、長年の勤労に対する報償の給与として支払われるものであり、税負担が軽くなるよう取扱いが優遇されていますが、令和3年度税制改正では勤続年数5年以下の方に対する退職金について見直しが行われます。

◆退職所得控除を差し引いた額の1/2に課税

会社から退職金の支払いを受けた場合、【(退職金－退職所得控除額)×1/2】が退職所得となり、これに退職所得金額に応じた税率を乗じて所得税額を計算します(原則として他の所得と分離して課税)。

退職所得を算出する際に退職金から差し引く「退職所得控除額」は、勤続年数(1年未満の期間は1年)に応じた額となり、勤続年数20年までは1年につき40万円(控除額が80万円未満の場合は80万円)、20年超の部分は1年につき70万円です。

例えば、勤続年数30年の場合、退職金から退職所得控除1500万円(40万円×20年+70万円×10年)を差し引いた額の1/2が退職所得となります。

なお、役員等として勤務した期間が5年以下の方が役員等勤続年数に対応する退職金の支払を受けた場合の退職所得は【退職金－退職所得控除額】となり、1/2とする措置は適用されません。

◆勤続年数5年以下の退職金に係る見直し

令和3年度税制改正では、役員等以外の勤続年数5年以下である方の退職金に係る退職所得の計算について見直しが行われ、退職金から退職所得控除額を差し引いた残額のうち300万円を超える部分は、1/2課税の適用を受けられなくなります。

この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201511

事業再構築補助金の対象を明確化する指針

中小企業等の事業再構築を支援する「事業再構築補助金」は今月中に公募開始予定ですが、事業再構築(以下の5つ)の定義等について指針が公表されました(該当する事業計画の策定が必要)。

- ◎新分野展開…主たる業種・事業を変更することなく、新たな製品等で新市場に進出すること。
- ◎事業転換…新たな製品等を製造等することにより、主たる事業を変更すること。
- ◎業種転換…新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更すること。
- ◎業態転換…製造方法等を相当程度変更すること。
- ◎事業再編…組織再編を行い、新たな事業形態のもとに、上記4つのいずれかを行うこと。

自動車の廃車等に係る手続きの特例

自動車の所有者に課される自動車税(種別割)の賦課期日は4月1日となっているため、3月末までに廃車等の手続きを行う方が多くなりますが、運輸支局等の窓口の混雑緩和対策として特例措置が設けられます。

これにより、3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更が行われ、15日以内に手続きをした場合は、手続等が4月以降でも令和3年度は課税されません(例えば、3月25日に廃車した場合は4月9日までに永久抹消登録を行えば課税されない)。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

- ①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
- ②記事下のBOX番号を入力し#。
- ③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

退職金等に係る課税の取扱い

◆退職所得とは

退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいい、社会保険制度などにより退職に基因して支給される一時金、適格退職年金契約に基づいて生命保険会社又は信託会社から受ける退職一時金なども退職所得とみなされます。

また、労働基準法第20条の規定により支払われる解雇予告手当や賃金の支払の確保等に関する法律第7条の規定により退職した労働者が弁済を受ける未払賃金も退職所得に該当します。

◆退職所得の計算方法

退職手当等は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払られるものであることなどから、退職所得控除や、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるよう配慮されています。

退職所得の金額は、特定役員に対する退職手当等※を除き、原則として退職所得控除額を差し引いた額に1/2を掛けて課税退職所得金額を算出します。

* 退職所得金額 = (退職手当等の額 - 退職所得控除額) × 1/2

※役員等として勤務した期間が5年以下である者が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものは、平成25年分以後、退職手当等の額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得の金額になります(1/2課税の適用はなし)。

◎退職所得控除額の計算方法

退職所得控除額は、次のように計算します。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 ※計算後の金額が80万円に満たない場合は、80万円
20年超の場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数は、原則として、退職手当等の支払者の下で退職の日まで引き続き勤務した期間の年数で、勤続年数に1年未満の端数がある場合は、たとえ1日でも1年として計算します。

※障害者となったことに直接基因して退職した場合は、上記により計算した金額に、100万円を加算した金額が退職所得控除額です。

◆税額の計算方法

退職所得は、原則として他の所得と分離して所得税額を計算し、退職所得金額に応じた所得税率・控除額により所得税及び復興特別所得税の額を求めます。

課税退職所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A×B-C) ×102.1%
195万円以下	5%	0円	(A×5%) ×102.1%
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	(A×10%-97,500円) ×102.1%
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	(A×20%-427,500円) ×102.1%
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	(A×23%-636,000円) ×102.1%
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	(A×33%-1,536,000円) ×102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	(A×40%-2,796,000円) ×102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	(A×45%-4,796,000円) ×102.1%

なお、退職金の支払を受けるまで、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している場合は、源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税関係が終了しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は、退職金の額から一律20.42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

◆令和3年度税制改正における退職所得課税の見直し

令和3年度税制改正において、法人役員等以外の勤続年数5年以下である者が、当該勤続年数に対応するものとして支払を受ける退職手当等に係る退職所得金額の計算について見直しが行われ、退職手当等の額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分は、1/2課税の適用が除外されることとされました。

この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。